

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年5月10日

【会社名】 株式会社エムティーアイ

【英訳名】 MTI Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前多 俊宏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6323

【事務連絡者氏名】 常務取締役 松本 博

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6323

【事務連絡者氏名】 常務取締役 松本 博

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
発行価額の総額 83,281,700円
本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
341,810,200円
(注)1. 本募集は、平成29年4月27日開催の当社取締役会の決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額(平成29年4月25日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準としています。)です。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年4月27日付で提出した有価証券届出書及び平成29年4月28日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成29年5月10日に四半期報告書(事業年度 第22期第2四半期(自平成29年1月1日至平成29年3月31日))を関東財務局長に提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

平成29年9月期第2四半期連結累計期間(平成28年10月1日から平成29年3月31日まで)の連結業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第21期(自平成27年10月1日至平成28年9月30日)

平成28年12月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第22期第1四半期(自平成28年10月1日至平成28年12月31日)

平成29年2月10日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年4月27日)までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成29年4月27日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第21期(自平成27年10月1日至平成28年9月30日)

平成28年12月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第22期第1四半期(自平成28年10月1日至平成28年12月31日)

平成29年2月10日関東財務局長に提出

事業年度 第22期第2四半期(自平成29年1月1日至平成29年3月31日)

平成29年5月10日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年4月27日)までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成29年4月27日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び第1四半期に係る四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年4月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年4月27日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項はありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書、第1四半期及び第2四半期に係る四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年5月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年5月10日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項はありません。